

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則【保健福祉局健康医療部保険年金課】 3
- 北九州市介護保険の実施に関する規則の一部を改正する規則【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 4

◇ 告 示

- 指定納付受託者の指定【環境局循環社会推進部業務課】 5
- 徴収事務の委託【産業経済局地域経済振興部次世代産業推進課】 6
- 徴収事務の委託【保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課】 7
- 特定子ども・子育て支援施設等の確認【子ども家庭局子ども家庭部保育課】 8

◇ 公 告

- 委託契約に係る一般競争入札の公告【環境局循環社会推進部業務課】 9

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

令和4年度分の国民健康保険料で令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に普通徴収の納期が到来するものについて、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険料の減免の特例を設けることにしました。

この規則は、令和5年4月1日から適用することにしました。

◇北九州市介護保険の実施に関する規則の一部を改正する規則

- 1 東日本大震災の被災者に係る居宅介護サービス費等の額の特例等を適用する期間を令和6年2月29日まで延長することにしました。
- 2 東日本大震災の被災者に係る介護保険料の減免の特例を適用する期間を令和6年3月まで延長することにしました。
- 3 令和4年度分の介護保険料で令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に普通徴収の納期が到来するものについて、新型コロナウイルス感染症に係る介護保険料の減免の特例を設けることにしました。

この規則は、1については令和5年3月1日から、2及び3については令和5年4月1日から適用することにしました。

北九州市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する

。

令和5年4月21日

北九州市長 武内和久

北九州市規則第18号

北九州市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市国民健康保険条例施行規則（昭和43年北九州市規則第41号）の一部を次のように改正する。

付則第10項各号列記以外の部分中「令和3年度分及び」を削り、「令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期（国民健康保険法第76条の3第1項に規定する特別徴収の方法によって保険料を徴収する場合にあっては、当該徴収する日）」を「令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に普通徴収の納期」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の付則第10項の規定は、令和5年4月1日から適用する。

北九州市介護保険の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月21日

北九州市長 武内和久

北九州市規則第19号

北九州市介護保険の実施に関する規則の一部を改正する規則

北九州市介護保険の実施に関する規則（平成12年北九州市規則第69号）の一部を次のように改正する。

付則第3項前段中「令和5年2月28日」を「令和6年2月29日」に改める。

付則第4項中「令和5年3月」を「令和6年3月」に、「免除する」を「免除し、又は納付すべき保険料の額に100分の50を乗じて得た額を減免する」に改める。

付則第6項中「令和3年度分及び」を削り、「令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期（法第131条に規定する特別徴収の方法によって保険料を徴収する場合にあっては、当該徴収する日）」を「令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に普通徴収の納期」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の付則第3項の規定は令和5年3月1日から、改正後の付則第4項及び第6項の規定は同年4月1日から適用する。

北九州市告示第176号

一般廃棄物処理手数料のごみ処理手数料のうち、臨時的に処理を行うもののうち粗大ごみに係るごみ処理手数料の納付について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定による指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和5年4月21日

北九州市長 武内和久

| 指 定 納 付 受 託 者 | | 指 定 を し た 日 | 指 定 期 間 |
|--------------------|------------------|-------------|-----------------------|
| 名 称 | 住 所 | | |
| GMOペイメントゲートウェイ株式会社 | 東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号 | 令和5年4月1日 | 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで |

北九州市告示第 177 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、北九州学術研究都市産学連携センター、北九州学術研究都市共同研究開発センター、北九州学術研究都市情報技術高度化センター、北九州学術研究都市事業化支援センター、北九州学術研究都市技術開発交流センター、北九州学術研究都市学術情報センター及び北九州学術研究都市会議場における使用料、賃貸料並びに使用料に係る延滞金及び賃貸料に係る遅延損害金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 21 日

北九州市長 武内和久

| 受 託 者 | | 委 託 期 間 |
|-------------------|---------------------|---------------------------------------|
| 名 称 | 住 所 | |
| 公益財団法人北九州産業学術推進機構 | 北九州市若松区ひびきの 2 番 1 号 | 令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで |

北九州市告示第178号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市障害者スポーツセンターの使用料の徴収事務を次のとおり委託した

。

令和5年4月21日

北九州市長 武内和久

| 受託者 | | 委託期間 |
|---|-----------------------|---------------------------|
| 名称 | 住所 | |
| 北九州市障害者スポーツセンター運営共同事業体 代表者 社会福祉法人 北九州市福祉事業団 | 北九州市八幡東区中央 二丁目1番1号 | 令和5年4月1日から 令和5年6月30日まで |

北九州市告示第 179 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、北九州市立第 1 緑地保育センター及び北九州市立第 2 緑地保育センターの親子宿泊事業における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 21 日

北九州市長 武内和久

| 受託者 | | 委託期間 |
|-----------------|-----------------------|---------------------------------------|
| 名称 | 住所 | |
| 社会福祉法人北九州市福祉事業団 | 北九州市八幡東区中央二丁目 1 番 1 号 | 令和 5 年 4 月 1 日から 令和 5 年 6 月 30 日まで |

北九州市公告第244号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和5年4月21日

北九州市長 武内和久

1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

北九州市指定ごみ袋等保管・配送業務 一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 令和5年7月1日から令和8年8月31日まで

(4) 履行場所 北九州市の指示する場所

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 指定ごみ袋等を取扱店等へ迅速に配送でき、北九州市の立会い、検査等に随時対応できるよう、北九州市内に保管場所が確保できること。また、入札参加に際して、当該保管場所の所在地及び保管場所の写真等を提出できる者であること。

(5) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）及び貨物利用運送法（平成元年法律第82号）に定める国土交通大臣の許可等を受けている

こと。また、入札参加に際して、当該許可等の写しを提出できる者であること。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和5年5月15日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局循環社会推進部業務課

イ 日時 この公告の日から令和5年6月6日まで（日曜日等を除く。）

の毎日午前9時から午後11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第2入札室

イ 日時 令和5年5月29日午後2時

(4) 競争参加の申請書の提出

ア 持参による場合 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和5年5月22日の午後5時までに一般競争入札参加確認申請書を第1号アの場所に提出しなければならない。

イ 郵送による場合 第1号アの場所に書留郵便により、令和5年5月22日の午後5時までに必着のこと。

(5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和5年6月5日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第2入札室

イ 日時 令和5年6月6日午後2時

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
 - イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効
 - 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
 - イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
 - ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市環境局循環社会推進部業務課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2180

6 Summary

- (1) Nature of Service to be procured
Management and distribution service of the official Kitakyushu City household garbage bags to be purchased by residents.
- (2) Deadline for Tender (by hand)
2:00p.m. , June 6 , 2023
- (3) Deadline for Tender (by mail)
5:00p.m. , June 5 , 2023
- (4) For further information, please contact:
Management Division, Resource Circulation Department, Environment Bureau, City of Kitakyushu